

3 消安第2751号
3 農振第1294号
令和3年8月18日

中国四国農政局長 殿

消費・安全局長
農村振興局長

豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化について（依頼）

平成30年9月に国内で26年ぶりに患畜が確認された豚熱（CSF）について、国内で感染が拡大している中、今般、新たに兵庫県淡路市においても野生イノシシへの感染が確認されたところである。

今般の豚熱の流行は、野生イノシシでの感染拡大が大きな要因の一つと考えられており、養豚場への豚熱の侵入リスクを低減するためには、養豚場における飼養衛生管理基準の徹底をはじめとする各種防疫対策に加え、野外の豚熱ウイルス濃度低減のための野生イノシシの捕獲の強化等が喫緊の課題となっている。

野生イノシシの捕獲については、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づき県が策定する「第二種特定鳥獣保護管理計画」及び鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）に基づき市町村が策定する「被害防止計画」に基づいて実施しているが、今般の豚熱発生による畜産業への被害の状況に鑑み、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）に基づき実施する野生イノシシにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（サーベイランス）の取組と合わせ、更なる野生イノシシの捕獲強化のため、貴職から徳島県、香川県、愛媛県及び高知県に対し、下記について協力をいただくとともに、管内市町村及び鳥獣被害防止総合対策交付金の事業実施主体に対して周知・指導いただくよう通知願いたい。

記

第1 野生イノシシの捕獲強化の基本的な考え方

「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防及びまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について」（令和3年3月31日付け2消安第6488号消費・安全局長通知）の「留意事項86 野生いのしし間及び野生いのししから飼養豚等への感染拡大の防止」及び「留意事項90 経口ワクチンの散布等について」における、「野生いのししの捕獲による生息密度の低減」については、以下の点を踏まえ検討すること。

1 豚熱ウイルス浸潤状況、環境要因等を踏まえた対策

（1）豚熱ウイルス浸潤状況を踏まえた対策

豚熱ウイルスに感染した野生イノシシが確認された地点から半径10km圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）においては、原則として捕獲強化の取組を行うほか、感染確認区域以外の区域においても、必要に応じて、捕獲強化の取組を行うこと。

（２）環境要因を踏まえた対策

それぞれの環境要因を踏まえ、以下の取組を行うこと。

ア 野生イノシシの生息状況

野生イノシシの個体数削減を進める観点から、過去の捕獲実績や生息調査の結果等から、野生イノシシの生息密度が高いと考えられる地域については、積極的な捕獲を行うこと。

イ 養豚場等の状況（周辺農場数、飼養密度等）

養豚場等（豚及びイノシシを飼養する農場をいう。以下同じ。）の周辺については、野生イノシシの生息が認められる場合は、積極的な捕獲を行うこと。

ウ 地理的状況

山、河川の有無等を踏まえるとともに、野生イノシシの通り道となりうる山間の地域等、野生イノシシの移動抑制に重要と考えられる地域で捕獲を行うこと。

2 経口ワクチン散布との関係

経口ワクチンを散布する地域がある場合には、血中の経口ワクチン由来ウイルスが検出される期間を考慮し、経口ワクチン散布後15日間、捕獲を一時的に中断すること。

第2 捕獲重点エリアの設定

第1の基本的な考え方及び別紙1の「イノシシの捕獲強化に向けた捕獲重点エリアの設定について」を踏まえ、県において、捕獲重点エリアを定めるとともに、当該エリアでの捕獲の強化のこれまでの取組を踏まえた本年度の県の野生イノシシ捕獲頭数目標を設定し、「豚熱まん延防止のための野生イノシシ対策の強化について」（令和3年4月1日付け環自野発第2104018号環境省自然環境局野生生物課長通知）を踏まえ、農林水産省及び環境省に対して報告をすること。なお、捕獲重点エリアの設定に当たっては、以下の点を踏まえて設定すること。

- 1 捕獲重点エリアは、原則としてハンターマップのメッシュ（5km×5km）単位で指定すること。
- 2 感染確認区域においては、以下のメッシュについては可能な限り捕獲重点エリアに指定すること。
 - （１）養豚場等が含まれるメッシュ
 - （２）過年度の捕獲情報等から野生イノシシの生息密度が高いと考えられるメッシュ。また、野生イノシシの生息可能性が高いものの、捕

獲が進んでいないメッシュ

(3) 野生イノシシの通り道となりうる山間の地域等、野生イノシシの移動抑制に重要と考えられるメッシュ

- 3 感染確認区域外においては、2の(1)から(3)までのメッシュについて、必要に応じて捕獲重点エリアに指定する。
- 4 新たに捕獲強化に取り組む地域においては、捕獲頭数目標は、前年度の捕獲頭数よりも高く設定すること。また、既に捕獲強化に取り組んでいる地域においては、直近の捕獲頭数等も踏まえ、目標を適切に設定すること。
- 5 農作物被害の防止の観点も踏まえて設定すること。

第3 捕獲活動の適切かつ効果的な実施とそのための環境整備

地域の熟練捕獲者を中心として、効果的に捕獲活動が実施できる体制を整備するとともに、狩猟を含めた捕獲活動が適切に実施できる環境を整備するため、以下の取組を推進すること。

1 捕獲重点エリアにおける捕獲強化

捕獲強化のためには、銃猟やわな猟の効果的な活用が必要であり、狩猟による野生イノシシへの捕獲圧の強化も重要であるところ、都府県による指定猟法禁止区域等の指定に当たり銃猟の禁止や禁猟区の設定をする場合には、捕獲強化の観点について十分な配慮をすること。感染確認区域における捕獲に当たっては、同区域内は環境中の豚熱ウイルス濃度が高く、イノシシの肉、内臓等が感染源となって野生イノシシひいては養豚場等にウイルスが伝播するおそれがあることを踏まえ、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）」を参考としながら、以下の対策をとること等により、豚熱ウイルスの拡散防止に留意すること。ただし、感染確認区域において捕獲した豚熱陰性野生イノシシをジビエ利用する場合については、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（令和3年4月1日付け2消安第6357号・2農振第3720号消費・安全局長・農村振興局長通知）に従い、豚熱ウイルスの拡散防止策を講じること。

- (1) 感染確認区域で捕獲した野生イノシシの死体及びその肉、内臓、血液等については、原則として感染確認区域外に持ち出さないこと。
- (2) 感染確認区域内において、捕獲した野生イノシシの肉を自宅等に持ち帰る場合、捕獲現場または現場付近の解体施設で当該イノシシを解体した上で、イノシシ肉のみを容器で密封した状態で持ち帰ること。この場合において、調理時の交差汚染を防ぐため、容器は洗浄・消毒の上で廃棄するとともに、持ち帰った肉の残渣は、中心部

まで加熱した上で廃棄すること。なお、生肉を冷凍保存した場合でも、豚熱ウイルスが残存していることから、上記同様に取り扱うこと。

- (3) 感染確認区域内で捕獲した野生イノシシの肉の利用については、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡は行わないこと。
- (4) 捕獲した野生イノシシの死体を運搬する際は、血液等が漏出しないようビニールで密封すること。また、仮に血液等が漏出した場合は消毒する等の防疫措置をとること。
- (5) 捕獲した野生イノシシの死体の埋却等の適切な処理・消毒を実施すること。
- (6) 捕獲従事者が感染確認区域内で使用した靴、衣類、車両等については、感染確認区域外に出す際に消毒等すること。また、作業終了後に手指の消毒を実施すること。
- (7) 感染確認区域内で捕獲に従事した者は、当面の間、養豚場等への立入りを控えること。
- (8) 死亡した野生イノシシを確認した際には、速やかに県又は市町村の担当窓口に通報し、その指示を踏まえて対応すること。
- (9) その他、県等で作成している防疫マニュアルや防疫の専門家の指示に従うこと。

2 ICTわなや大型囲いわな導入による効率的な捕獲

捕獲従事者によるわな管理の負担が軽減されるよう、県及び市町村において、見回り時間が大幅に短縮できるICTわなや一度に多くの個体を捕獲可能な大型囲いわなの活用を一層推進すること。推進に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じて効果的なものを選択すること。

- (1) くくりわなが作動すると捕獲従事者のアドレスにメールで通知する捕獲通報システムを導入したことで、見回りの負担が軽減された結果、わなの設置数を増やすことができ、野生イノシシの捕獲頭数の大幅な増加に繋がった。
- (2) 遠隔での監視及び扉の開閉が可能な大型囲いわなを導入することで、複数の野生イノシシがわなに入った最適なタイミングで扉を閉めることが可能になり、警戒心の強い野生イノシシを群れごと捕獲できるようになった。

その他、以下の農林水産省ウェブページにおいて、ICTわな等の利活用も含めた取組事例を掲載しているので、参照されたい。

(https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/hyousyou_zirei/yuuryou_jirei/47kamisibai/47zirei.html)

また、農林水産省として、ICTわなの販売事業者等に対しても、相談窓

口の設置等の依頼をしているところであり、ICTわな等の活用の推進に当たり、農林水産省ウェブページの鳥獣被害対策コーナーに掲示しているリストも参照されたい。

(<https://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/kikijouhou/kikijouhou.html>)

3 捕獲従事者のサポート体制の充実

県及び市町村において、捕獲従事者が捕獲活動に専念できるよう、各地域における自治会、消防団、猟友会員等に対し、わなの見回りや埋却処理等に対する協力を要請すること。

なお、農林水産省として、別紙2のとおり、（一社）大日本猟友会に対し、協力の依頼を行っているところであり、必要に応じて、県内の猟友会に対して相談ありたい。なお、地域の隊友会に協力を要請する場合、必要に応じて、農林水産省からも（公社）隊友会に協力の依頼を行う等の対応も検討するので、中国四国農政局農村環境課へ相談願いたい。

また、令和3年度からは、鳥獣被害防止総合対策交付金において、捕獲サポート体制の構築についての支援を拡充しているところ、わなの見回り等に係るサポート体制の充実により、適切なわなの管理が可能と見なされる場合においては、わなの設置数制限の緩和も検討すること。

第4 捕獲従事者の増加・捕獲能力の向上に向けた取組

捕獲の強化の観点からは、既存の捕獲従事者に加えて新たな捕獲の担い手を確保するとともに、特に経験の浅い捕獲従事者の捕獲技術の向上を図ることが重要であることから、以下の取組を推進すること。

1 狩猟免許取得試験の更なる実施について

狩猟免許試験について、県によっては年間5、6回の実施をしている例も見られるところ、県においては、狩猟の担い手の確保を一層進める観点から、直近の受験者数の動向等も踏まえつつ、更なる実施に努めること。

2 捕獲技術高度化に向けた講習会の開催について

県又は市町村において、狩猟の経験が浅い捕獲従事者の能力向上のための講習会を開催すること。なお、講習会の開催に当たっては、鳥獣被害防止総合対策交付金の支援対象となるほか、別紙3のとおり、農林水産省に対して登録されている「鳥獣被害対策アドバイザー」のうち、イノシシ対策の専門家の活用も可能であることに留意ありたい。

第5 その他

農林水産省としても、豚熱陽性イノシシが確認された県及び隣接県等における野生イノシシの捕獲強化の取組に対して支援を行っているところで

あり、捕獲活動強化に当たり、鳥獣被害防止総合対策交付金による財政上の追加支援が必要となる場合は、消費・安全対策交付金や環境省事業との整合性を図りつつ、必要に応じて中国四国農政局農村環境課へ相談願いたい。

なお、各県においても、野生動物部局等の関係部局との連携を密にして、捕獲強化の取組を推進願いたい。

【担当】

(豚熱対策全般について)

農林水産省 消費・安全局 動物衛生課
野生動物対策班

TEL:03-6744-2106 (直通)

(捕獲強化について)

農林水産省 農村振興局
鳥獣対策・農村環境課 鳥獣対策室
鳥獣被害対策企画班

TEL:03-6744-7642 (直通)

イノシシ捕獲強化に向けた捕獲重点エリアの設定について

令和3年4月1日改訂

第1 目的

野生イノシシにおける豚熱ウイルスの新たな感染は現在も確認されていることから、これまでの捕獲状況を確認し、今後、捕獲強化を図っていくべきエリアを捕獲重点エリアとして設定し、野生イノシシの捕獲強化を進めていく。

第2 捕獲重点エリアの設定に向けた情報収集

捕獲重点エリアの設定に向けた検討を行うため、都府県単位で以下の情報収集を行う。

【収集情報】

捕獲位置情報	<有害・個体数調整> ○わな位置（ポイントもしくはポリゴン（地区単位で捕獲している場合等）） △銃猟による捕獲実施区域（把握している場合） <狩猟> △当該地域の猟場 （猟友会支部へヒアリングをしなければわからない可能性が高いことから、分かれば収集する）
捕獲情報	○捕獲位置（平成30年9月以降のもの） ○捕獲頭数・捕獲日時・性別・成獣亜成獣幼獣の別 ○豚熱の陽性・陰性の別 △狩猟、有害捕獲、個体数調整による過年度の捕獲位置・捕獲頭数・目撃情報等（ハンターマップ上での情報ほか。近年の捕獲情報として2～3年位を想定）
防疫対象・防疫対策情報	○養豚場等の位置（豚熱の発生の有無を含む） ○これまでの経口ワクチン散布エリア △登山道、キャンプ場等の野外利用施設の位置
基礎情報	○ハンターマップ △衛星画像・航空写真
その他情報	△野生イノシシ生息情報等（上記以外で参考となる情報がある場合）

○は収集、△は情報があれば収集するものを示す。

第3 捕獲重点エリアの設定の考え方

- 1 上記2で得られた情報を重ね合わせ、ハンターマップのメッシュ単位（5 km×5 km）で、以下の考え方により捕獲重点エリアを設定する。
- 2 捕獲重点エリア（5 km×5 km）内でのわなの設置場所・設置数は、衛星画像等の情報も参考にし、山岳・河川等の地勢、市街地等の土地利用、養豚場等の位置など、現地の状況を踏まえ、決定する。
- 3 鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画の目標値の達成に至っていない市町村については、下記エリア区分にかかわらず、市町村全域で捕獲を強化する。

（1） 感染確認区域

エリア全体で捕獲を強化することを基本とし、これまで捕獲を実施していた場所については、引き続き捕獲を推進するほか、以下の考え方に合致するメッシュは、捕獲重点エリアとして設定し、捕獲を強化する。

- ①これまで捕獲を実施していた場所については、捕獲重点エリアとし、引き続き捕獲を推進する。
- ②養豚場等が含まれるメッシュは、捕獲重点エリアとする。また、既存の設置わながある場合であっても、養豚場等周辺の捕獲強化の観点から、わなの設置位置・設置数については確認・見直しを行う。
- ③過年度の捕獲情報等をもとに野生イノシシの生息可能性が高いメッシュは、捕獲重点エリアとする。
- ④山岳・河川等の地勢、市街地等の土地利用などから、野生イノシシの侵入または拡散の経路となりうる区域を含むメッシュは、捕獲重点エリアとする。
- ⑤上記①～④によって、捕獲重点エリアとして設定されないメッシュであっても、以下のような場合は、捕獲重点エリアの設定を検討する。
 - ・捕獲重点エリアに隣接するメッシュであって、捕獲重点エリアの連続性の観点から捕獲を強化した方がよいと考えられるメッシュ等
- ⑥経口ワクチン散布エリアを含むメッシュについては、以下の考え方により、捕獲重点エリアを設定もしくは検討する。
 - ・上記①及び②に該当するメッシュは、捕獲重点エリアとする。ただし、わなの設置場所は経口ワクチン散布地点と重複しないようにする。
 - ・幼獣をはじめ、全ての個体が経口ワクチンを摂食するものではないことや、生息密度を低下させることにより感染リスクは低下すると考えられることから、上記③～⑤のいずれかに該当するメッシュについては、捕獲重点エリアの設定要否を検討する。この場合、経口ワクチンの散布によって、抗体が付与された野生イノシシが生息しており、感染の拡散防止が期待できる場合は、捕獲重点エリアとして設定しないことも可能とする。捕獲重点エリアを設定する場合、わなの設置場所と経口ワクチン散布地点とが重複しないようにする。

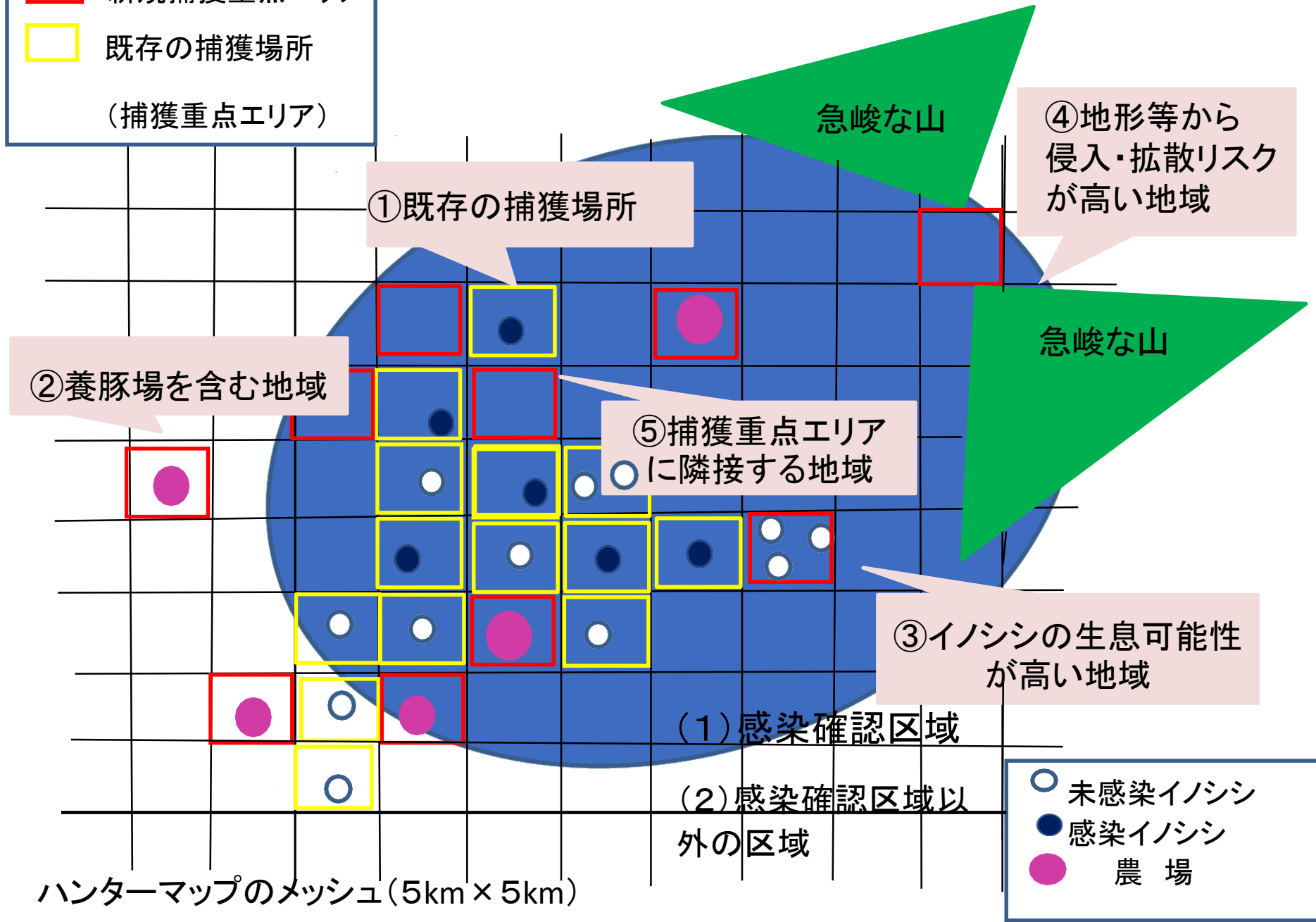
(2) 感染確認区域以外の区域

感染確認区域と同様の考え方で、可能な範囲で捕獲重点エリアを設定する。

※必須ではないが、登山道、キャンプ場の利用施設と野生イノシシの捕獲位置が重複している場所ではごみ管理の再徹底、消毒ポイントの設定等を併せて検討する。

イノシシ捕獲重点エリアの考え方(イメージ図)

- 新規捕獲重点エリア
 - 既存の捕獲場所
- (捕獲重点エリア)





3 農振第1294号
令和3年8月18日

一般社団法人 大日本猟友会
会長 佐々木 洋平 殿

農林水産省農村振興局長

豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲の強化について

日頃より鳥獣被害対策の推進に御協力頂き、御礼申し上げます。

豚熱については、平成30年9月に岐阜県の養豚場において、国内で26年ぶりの発生が確認されて以降、国及び発生県・市町村等の関係者がその拡散防止に努めてきており、貴会におかれましても、各都府県の猟友会に捕獲強化への協力の依頼をいただいたところですが、しかしながら、依然としてその発生が終息していない状況にあり、今般、新たに兵庫県淡路市において、野生イノシシへの感染が確認されるなど、感染が拡大している事実を重く受け止めています。

つきましては、既に依頼をいただいた各都府県に加え、今後新たに効果的な捕獲に取り組むことが見込まれる関係県からの支援の要請があった場合には、前向きにご協力を検討いただけるよう、引き続きのご高配をお願い申し上げます。

○ 効果的な捕獲に取り組む関係県

- ・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、沖縄県

○ 新たに効率的な捕獲に取り組むことが見込まれる関係県

- ・徳島県、香川県、愛媛県、高知県

農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー一覧（令和3年8月6日現在）

※全国のイノシシ対策可能なアドバイザーを抜粋（145名）

	登録番号	氏名	専門分野	対応可能地域	所属
1	102	大井 徹	野生動物管理	北陸	石川県立大学
2	109	仲谷 淳	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理、利活用	全国（特に近畿、和歌山県）	
3	110	藤本 竜輔	総合対策	全国	農研機構東北農業研究センター
4	117	岩崎 亘典	周辺環境解析、地理情報システム	全国	農研機構農業環境研究部門
5	128	成岡 道男	捕獲手法	関東	農研機構 農村工学研究部門
6	129	菅野 勉	獣害に遭いにくい飼料作物としてのソルガムの活用技術開発	東北、関東	農研機構畜産研究部門
7	205	望岡 亮介	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備	四国	香川大学農学部附属農場
8	206	高山 耕二	侵入防止技術	九州	国立大学法人鹿児島大学農学部
9	209	鈴木 正嗣	捕獲手法、野生動物管理、利活用	全国	岐阜大学
10	213	岡本 智伸	野生動物管理	熊本県	東海大学農学部
11	214	高柳 敦	侵入防止技術	全国	京都大学大学院農学研究科森林科学専攻森林生物学分野
12	218	作野 広和	地域合意形成	北陸、近畿、中国、四国、九州	国立大学法人島根大学 学術研究院教育学系
13	220	森部絢嗣	総合対策、野生動物管理（生息調査含む）、利活用（食肉利用等）	全国	岐阜大学
14	226	上原 貴夫	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理	全国	佐久大学
15	228	高橋 春成	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理、利活用	全国	奈良大学
16	235	望月 翔太	侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理	全国	福島大学食農学類
17	236	木場 有紀	周辺環境整備、野生動物管理	関東	帝京科学大学
18	237	谷田 創	野生動物管理	中国、四国	広島大学大学院統合生命科学研究
19	240	西脇 亜也	野生動物管理	九州	宮崎大学
20	243	細井 栄嗣	侵入防止技術、野生動物管理	中国	国立大学法人山口大学大学院創成科学研究科
21	251	矢尾田 清幸	侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成	近畿、沖縄	沖縄県土地改良事業団体連合会
22	255	平山 琢二	野生津物管理、利活用	全国	石川県立大学
23	256	寺本 憲之	野生動物管理学、地域ぐるみによる総合的対策技術・合意形成技術・リーダー育成技術・合意形成技術（ニホンザル、イノシシ、シカ等）	全国	滋賀県立大学
24	257	阿部 豪	総合対策、捕獲手法、侵入防止対策、地域合意形成	全国	株式会社野生鳥獣対策連携センター
25	258	山本 麻希	総合対策、地域合意形成、野生動物管理（生息調査含む）	全国	長岡技術科学大学
26	260	鈴木克哉	総合対策、地域合意形成、野生動物管理（生息調査含む）	全国	特定非営利活動法人里地里山問題研究所
27	268	田口 洋美	民俗学、文化人類学、地理学、環境学	北陸、中部、関東、東北地方、東日本全般	東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科
28	271	加瀬 ちひろ	総合対策、野生動物管理（生息調査含む）	全国	麻布大学 獣医学部 動物応用科学科 動物行動管理学研究室
29	272	池田敬	野生動物管理（生息調査含む）、捕獲手法	全国	岐阜大学
30	273	奥田 圭	野生動物管理（生息調査含む）	全国	広島修道大学 人間環境学部
31	302	中野 聡	侵入防止対策、周辺環境整備、地域合意形成	北陸（福井県内）	福井県福井農林総合事務所林業部
32	303	小山 克	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、野生動物管理	関東	栃木県猟友会那須北支部
33	305	青木 豊	捕獲手法、侵入防止技術、野生動物管理、外来種対策	全国	一般財団法人 自然環境研究セン
34	308	黒崎 敏文	捕獲手法、侵入防止技術、野生動物管理	全国	一般財団法人 自然環境研究セン
35	311	荒木 良太	捕獲手法、野生動物管理	全国	一般財団法人 自然環境研究センター
36	312	中田 都	親友防止技術、地域合意形成、野生動物管理、	北陸	福井県鯖江市 農林政策課 鳥獣害のない里づくり推進センター
37	313	浅田 正彦	捕獲手法、侵入防止技術、地域合意形成、周辺環境整備、野生動物管理、利活用	全国	合同会社AMAC
38	317	平田 滋樹	侵入防止技術、地域合意形成、処理、人材育成	全国	農研機構畜産研究部門
39	318	西 信介	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、野生動物管理	全国	鳥取県農林水産部鳥獣対策センター
40	319	大金 恒夫	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、野生動物管理	関東	栃木県猟友会那須北支部
41	320	陸 斉	野生動物管理	長野県	長野県環境保全研究所
42	324	山川 渉	侵入防止技術、周辺環境整備、利活用	中国	鳥取県生活環境部脱炭素社会推進
43	325	小出 哲哉	捕獲手法、侵入防止技術	愛知県	愛知県農業水産局野生イノシシ対策
44	327	田戸 裕之	野生動物管理	山口県	山口県農林総合技術センター 林業技術部（山口県林業指導センター）
45	329	黒澤 廣光	総合対策、捕獲手法、侵入防止技術、野生動物管理（生息調査含む）	関東、甲信地区（山梨・長野・西東京エリア）	山中湖村役場
46	330	島 政勝	侵入防止技術、地域合意形成	佐賀県	佐賀県農業技術防除センター
47	331	菅澤 勉	総合対策、侵入防止技術、地域合意形成	長野県	長野県農政部農業技術課（野菜花き試験場駐在）
48	332	荒尾穂高	総合対策、地域合意形成、野生動物管理（生息調査含む）	全国	岩手県 釜石市
49	333	小枝 登	捕獲手法、周辺環境整備	山口県	山口県農林総合技術センター
50	335	矢木聖敏	侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理（生息調査含む）	四国	香川県東讃農業改良普及センター
51	337	赤座 久明	総合対策、侵入防止技術、周辺環境整備、野生動物管理（生息調査含む）	北陸	富山県自然博物園ねいの里
52	338	間宮 寿頼	総合対策、捕獲手法、侵入防止対策、野生動物管理（生息調査含む）	富山県	富山県自然博物園ねいの里
53	339	山端 直人	総合対策、捕獲手法、侵入防止技術、地域合意形成	全国	兵庫県立大学
54	340	須川 均	総合対策、地域合意形成	群馬県	群馬県猟友会
55	341	岡部 知恭	総合対策、侵入防止技術	関東	北アルプス農業農村支援センター 技術経営普及課
56	343	中森 忠義	侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成	東北地域等（要相談）	一関農業改良普及センター
57	345	酒井義広	総合対策、地域合意形成、利活用（食肉利用等）	全国	
58	346	柳澤 俊一	総合対策、侵入防止技術、地域合意形成	長野県（他都府県は要相談）	長野県長野農業農村支援センター 技術経営普及課
59	347	栗栖 浩司	有害鳥獣の被害対策及び捕獲に関すること全般	広島県西部及び島根県・山口県の一部	安芸太田町 健康づくり課
60	348	畑中 直樹	総合対策、捕獲手法、侵入防止技術、地域合意形成、利活用、学校給食への活用	東北、北陸、近畿	小浜市 産業部 商工観光課
61	349	横田隆博	総合対策、地域合意形成	岐阜県	岐阜県農村振興課
62	350	山内 貴義	野生動物管理学、動物生態学（シカ、クマ、カモシカ、イノシシ）	岩手県、東北、全国	国立大学法人岩手大学
63	351	辻井修	総合対策、地域合意形成	東海	愛知県農業総合試験場
64	353	橋本 公夫	捕獲手法	関東	大田原市鳥獣被害対策実施隊
65	354	吉田 洋	総合対策、地域合意形成、野生動物管理（生息調査含む）	全国	那賀町 まち・ひと・しごと戦略課
66	355	村上徹哉	捕獲手法、利活用（食肉利用等）	福岡県	福岡県農林業総合試験場
67	357	高島 健治	総合対策、野生動物管理（生息調査含む）	久留米市を中心とした筑後地域	（社）福岡県猟友会 城島支部
68	358	椿 光夫	総合対策、野生動物管理（生息調査含む）	久留米市を中心とした筑後地	久留米市鳥獣被害対策実施隊

	登録番号	氏名	専門分野	対応可能地域	所属
69	359	貝塚 恒夫	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理、処理、利活用	東北、関東	大田原市鳥獣被害対策実施隊
70	360	野崎 英吉	地域合意形成、野生動物管理	北陸	石川県哺乳類研究会
71	361	大宮 正太郎	野生動物管理	福井県	福井県 自然保護センター
72	362	安井 淳雅	侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成	兵庫県	兵庫県西播磨県民局光都農林振興事務所 光都農業改良普及センター
73	363	佐渡 靖紀	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成	山口県	
74	365	原田 晴司	捕獲手法	全国	栃木県猟友会小山支部
75	366	池田 治一郎	捕獲手法、野生動物管理	関東、茨城県、栃木県	社団法人茨城県猟友会稲敷支部
76	367	滝口 正明	野生動物管理、外来種対策	全国	一般財団法人 自然環境研究センター 鳥獣被害防止部
77	369	野口 大輔	捕獲手法	全国	株式会社 Rock Field
78	370	岩野 恒尚	総合対策、捕獲手法、侵入防止技術、野生動物管理	全国	一般財団法人 自然環境研究センター
79	371	小林 喬子	野生動物管理	全国	観音寺猟友会
80	374	白川 良三	くくりわな、箱わな	香川県	無し
81	375	尾形 英一	鳥獣被害対策(主にニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ)その他鳥獣も対応	福島県内及び近隣自治体	(株)三協設計事務所
82	376	佐々木 和彦	総合対策、捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、処理	東北(福島県)	新城市猟友会
83	377	今泉 修市	狩猟、野生動植物	東三河、西三河	唐津農林事務所 東松浦農業改良普及センター
84	380	吉野 拓郎	総合対策	佐賀県	大分県農林水産研究指導センター 林業研究部
85	381	高宮 立身	総合対策、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理(生息調査含む)	大分県	宮崎県総合農業試験場 鳥獣被害対策支援センター
86	382	岩佐 宏登	侵入防止技術、地域合意形成、周辺環境整備	九州	
87	384	茶木 隆之	侵入防止技術、周辺環境整備	北陸	兵庫県豊岡市農林水産課
88	385	岡居 宏顕	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理	近畿、沖縄	雫石町農林課
89	386	谷崎 修	総合対策	東方	株式会社ROOTS
90	388	杉浦 義文	総合対策、地域合意形成、野生動物管理(生息調査含む)	関東	熊本県庁
91	391	村田 龍星	侵入防止技術、周辺環境整備	九州	熊本県庁
92	392	松尾 恭督	侵入防止技術、周辺環境整備	九州	福島県林業研究センター
93	394	大槻 晃太	侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理(生息調査)	福島県	木城町産業振興課
94	395	横田 洋治	総合対策	九州	秋田県生活環境部自然保護課
95	396	近藤 麻実	侵入防止技術、野生動物管理	東北	喜多方市 市民部市民生活課 有害鳥獣対策室
96	397	大西 亮太	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理	東北、福島県隣接県	佐賀県農業技術防除センター
97	399	田浦 孝	捕獲手法、地域合意形成	九州	NPO法人 どうぶつたちの病院沖縄
98	402	金城 道男	捕獲手法、野生動物管理	沖縄県	NPO法人サルどコネット
99	403	鈴木 義久	地域住民のサル情報をまとめ被害軽減を図る	北陸、東海	合同会社 東北野生動物保護管理センター
100	407	宇野 壮春	総合対策、捕獲手法、侵入防止対策、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理	東北、関東、北陸、東海、近畿、週国四国、九州、沖縄	株式会社 九州自然環境研究所
101	408	中國 朝子	野生動物管理	九州	自然情報センター
102	409	野紫木 洋	哺乳類行動生態、昆虫・両生類の分布、猛禽類調査など	北陸、新潟、富山、石川	合同会社 甲斐けもの社中
103	410	山本 圭介	捕獲手法、地域合意形成、野生動物管理、施策分析	全国	茨城県猟友会
104	414	下河邊 賢一	イノシシ、カラス、ハクビシン、アライグマ	茨城県内(基本的に)	白神獣害対策調査研究所
105	418	今井 康仁	捕獲手法、侵入防止技術、地域合意形成、野生動物管理、処理、利活用、担い手育成、遺体特殊処理(疾病感染遺体の特殊処理)	全国、東北	(株)三生
106	422	和田 三生	総合対策、地域合意形成、野生動物管理(生息調査含む)、処理(焼却・減容化)、利活用(食肉利用等)、その他(人材育成)	全国	岩切環境技研株式会社
107	427	岩切 康二	動物管理(特にサル、シカ、イノシシ)、森林管理	九州	一般社団法人 日本銃砲所持者協会
108	428	塩谷 克典	動物生態学、動物行動学、保全生態学、野生動物保護管理	鹿児島県(離島を含む)内容により隣県での対応も検討	一般社団法人 日本銃砲所持者協会
109	429	服部 義和	総合対策、地域合意形成	全国	河和田東部美しい山里の会 株式会社 末松電子製作所
110	430	石橋 秀行	捕獲手法(違法捕獲防止・錯誤捕獲防止を含む)、侵入防止技術、周辺環境整備、伝子抽出(猫)、鳥獣保護管理(生息調査含む)、地域合意形成、利活用、人材育成、普及啓発	中国、四国、九州、沖縄(電話対応は全国可能)	石橋工機株式会社
111	431	橋本 勝彦	被害防止対策の担い手の育成	静岡県、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県	一般社団法人 日本銃砲所持者協会
112	432	秋山 澄夫	イノシシ、シカ	静岡県	一般社団法人日本銃砲所持者協会
113	433	野田 敦	狩猟時における銃器安全操作及び射撃技能の指導。被害防止対策の担い手育成(イノシシ、シカ、サル、カラス、クマ)	静岡県、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県	一般社団法人日本銃砲所持者協会
114	434	松野 悟	狩猟時における銃器安全操作及び射撃技能の向上指導、対象鳥獣の捕獲員の担い手育成	静岡県、神奈川県、山梨県、長野県、愛知県	一般社団法人日本銃砲所持者協会
115	438	三浦 敬紀	総合対策、捕獲手法、野生動物管理	九州	株式会社 九州自然環境研究所
116	440	関岡 裕明	野生鳥獣被害調査・対策計画支援、集落住民との被害対策協働形成支援	全国	株式会社BO-GA
117	441	松田 秀人	イノシシ、シカ、サルの駆除(追い払い(犬による)、わな)	九州内	株式会社マツダコーポレーション
118	442	松田 将人	イノシシ、シカ、サルの駆除(追い払い(犬による)、わな)	九州内	株式会社マツダコーポレーション
119	444	相田 佳一	総合対策、野生動物管理(生息調査含む)	関東	一般財団法人茨城県猟友会桜川支
120	448	清水 祐介	総合対策、野生動物管理(生息調査含む)	久留米市を中心とした筑後地	久留米市鳥獣被害対策実施隊
121	449	和田 晴美	総合対策、捕獲手法、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理(生息調査含む)、処理(焼却・減容化)、利活用(食肉利用等)	全国	(株)三生
122	454	湯瀬 智世	捕獲手法、野生動物管理	全国	一般財団法人 自然環境研究センター
123	455	近藤 圭介	侵入防止技術、地域合意形成、防除柵機能診断	全国(関東、北陸)	妙高グリーン企画
124	456	今村 舟	地域合意形成、野生津物管理	全国	特定非営利活動法人 新潟ワイルドライフリサーチ
125	457	波多野 健治	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理	全国	新潟鳥獣警備
126	459	鈴木 淳	総合対策、地域合意形成	東北	かさなりデザイン合同会社
127	460	黒田 利貴男	集落診断による鳥獣被害対策、追い払い・防護柵・捕獲・総合対策、捕獲技術と食肉活用(愛がん飼料用)	北海道、沖縄を除く全国	株式会社 森守
128	461	八木 健爾	野生鳥獣被害調査・対策計画作成、集落住民との被害対策共働形成支援	全国	株式会社BO-GA
129	462	稲葉 達也	イノシシ ICTを活用した効率的なわなの管理、周辺環境整備、地域ぐるみの総合対策	全国(主に九州)	くまもと☆農家ハンター
130	463	遠山 好勝	総合対策、侵入防止技術、地域合意形成	九州、沖縄	青木建設(株)
131	467	宮畑 貴之	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、野生動物管理(生息調査含む)	全国	株式会社地域環境計画
132	468	小野 晋	総合対策、地域合意形成、野生動物管理(生息調査含む)	全国	株式会社地域環境計画
133	469	吉田 淳久	総合対策、野生動物管理(生息調査含む)	東北、関東、(東北関東以外は要相談)	株式会社地域環境計画
134	471	清水祐輔	総合対策、地域合意形成、利活用(食肉利用等)	近畿	寒山拾得 (農家民宿・ジビエ生産)
135	472	斎藤 ももこ	総合対策、地域合意形成、野生動物管理(生息調査含む)、利活用(食肉利用等)	全国	一般社団法人dadaï
136	473	小野田 泰士	地域合意形成、野生津物管理、総合対策	東北	合同会社東北野生動物保護管理センター
137	474	児玉梨菜	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理	全国	合同会社AMAC

	登録番号	氏名	専門分野	対応可能地域	所属
138	475	黒澤 徹	捕獲手法、侵入防止技術、周辺環境整備、地域合意形成、野生動物管理、処理、利活用、被害防止計画立案、鳥獣被害対策実施隊制度整備・運用支援、害獣の生態等指導、被害状況・周辺環境調査、施策提言・コンサルティング、子供向け環境教育、獣害対策を通じた地域振興・ツーリズム	全国	合同会社AMAC
139	476	青木 正成	野生動物管理	東北、関東	一般財団法人 自然環境研究セン
140	477	小川 博史	捕獲手法、野生動物管理、外来種防除	関東	一般財団法人 自然環境研究セン
141	478	児玉 尚也	野生動物管理	東北、関東	一般財団法人 自然環境研究セン
142	479	佐藤 那美	侵入防止技術、野生動物管理	東北、関東	一般財団法人 自然環境研究セン
143	480	中田 靖彦	野生動物管理	東北、関東、北陸、東海、近畿、九州	一般財団法人 自然環境研究センター
144	500	竹田 努	捕獲手法、野生動物管理、利活用	全国	五島市
145	501	神 武海	捕獲手法、侵入防止技術	全国(北海道、東北)	サージミヤワキ株式会社 札幌営業

※イノシシ対策を含む専門家について、対応可能地域毎に全国をはじめ北海道から建制順に掲載

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き

令和３年（2021 年）４月
農林水産省農村振興局
消費・安全局

はじめに

平成 30 年 9 月に国内では 26 年ぶりに豚熱が発生し、野生イノシシでも感染が確認され、現在、24 都府県に拡大している。

今般の豚熱の流行は、野生イノシシでの感染拡大が大きな要因と考えられており、豚熱ウイルスの拡散防止等のため、家畜防疫及び食品衛生の観点から、野生イノシシ陽性確認地点から半径 10km 圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）で捕獲した野生イノシシの肉の利用については、「CSF まん延防止のための野生イノシシの捕獲の強化について」（令和元年 8 月 28 日付け元農振第 1268 号農村振興局長通知）において、原則として自家消費のみとし、市場流通や他人への譲渡を行わないよう各県に要請しているところである。

豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日農林水産大臣公表）に基づき実施する野生イノシシにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（サーベイランス）では、一部の感染確認区域において継続的に豚熱陰性が確認される中、豚熱発生県からは豚熱陰性個体のジビエ利用の再開を望む声があり、また、令和 2 年 3 月の家畜伝染病予防法の改正に関する法律案に対する附帯決議として、豚熱陰性が確認された個体の適切な利用に向けた取組を推進するとされた。

このため、農林水産省では、豚熱発生県でも可能な限りジビエ利用ができるよう、令和 2 年度鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、全国 5 県（富山・石川・岐阜・愛知・三重）の協力を得て、豚熱陰性イノシシ判別のための簡易な検査方法や豚熱ウイルスによる汚染を防止する解体処理等の検証のための実証事業（以下「豚熱検査実証事業」という。）に取り組んだ。

また、令和 2 年 12 月に動物衛生、野生動物等の有識者で構成される「豚熱検査実証事業に関する検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、豚熱検査実証事業の成果等を活用し、感染確認区域で捕獲した豚熱陰性個体を安全に出荷するために必要となる豚熱ウイルス拡散防止対策や処理加工施設での作業手順等について検討を行ってきた。

本手引きは、既存の「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」（令和 2 年 3 月環境省・農林水産省）、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月厚生労働省）等を前提に、検討会での議論も踏まえ、感染確認区域で捕獲した豚熱陰性個体のジビエ利用に当たって必要となる作業手順及び豚熱ウイルス拡散防止のための消毒等防疫措置、食品としての衛生管理措置についてとりまとめたものである。

家畜防疫に加えて、食品衛生の観点からの検討が必要となるため、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課の協力を得て策定した。

豚熱の発生は、養豚産業等に甚大な影響を及ぼすことから、捕獲者や処理加工施設の管理者、従業員等は本手引きを遵守し、豚熱ウイルス拡散防止を徹底した上でジビエ利用に取り組むとともに、各都道府県は適切に指導を行うこととする。

感染確認区域で捕獲した野生イノシシのジビエ利用

1. 基本的な考え方

- (1) 本手引きは、「CSF まん延防止のための野生イノシシの捕獲の強化について」（令和元年 8 月 28 日付け元農振第 1268 号農村振興局長通知）に基づき設定された、野生イノシシ陽性確認地点から半径 10km 圏内の区域（以下「感染確認区域」という。）で捕獲した野生イノシシのジビエ利用に当たっては、家畜防疫及び食品衛生の観点から安全性を確保するために必要な取組として、捕獲から一時保管まで、豚熱陽性確認時の廃棄及び消毒の実施について、豚熱ウイルスの拡散リスクを低減するため、捕獲者やジビエ処理加工施設等の関係者が共通して遵守すべき対策を盛り込んだものである。
- (2) 各作業の手順及び豚熱ウイルス拡散防止のための対策については、本手引きを遵守するとともに、防疫措置については、既存の「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する手引き」（令和 2 年 3 月環境省・農林水産省）（以下「防疫措置の手引き」という。）等を参考とし、食肉取扱許可業者として食品衛生法や「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（平成 26 年 11 月厚生労働省）等に基づき、安全なジビエの出荷に努めることが重要である。
- (3) 感染確認区域で捕獲した野生イノシシのジビエ利用に当たっては、全ての個体が豚熱ウイルスに感染している可能性があるとの前提に立って、捕獲・止め刺し・運搬・搬入・解体・加工等、一連の各作業については、豚熱ウイルスの拡散防止・交差汚染防止のための消毒等防疫措置、衛生管理措置を徹底する必要がある。

2. ジビエ利用のための具体的な手順と留意事項

(1) 本手引きの対象となる野生イノシシ

豚熱感染の有無を判定する検査結果の信頼性確保と、捕獲等に伴う適切な消毒等防疫措置の実施が必要になることから、感染確認区域で捕獲した野生イノシシのうち、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月農林水産大臣公表）（以下「防疫指針」という。）に基づき実施する豚熱ウイルスの浸潤状況調査（サーベイランス）の対象とされた個体に限ること。

(2) 本手引きにおける豚熱感染の有無を判定するための検査

防疫指針に基づき実施するサーベイランスによる豚熱感染の有無を判定

する検査とする。

(3) 記録の作成及び保存

豚熱ウイルスの汚染が疑われる製品等の早期の特定、排除を可能とし、当該製品等の流通の拡大防止や豚熱ウイルスの拡散防止を迅速、効果的かつ円滑に実施するためにも、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に基づき、捕獲から食肉処理、販売に至るまでの各段階において、記録の作成及び保存を行うよう努めること。

(4) 捕獲から処理加工施設への搬入までの取扱い

感染確認区域内は、環境中の豚熱ウイルス濃度が高い可能性があり、野生イノシシの血液等の体液や糞尿等が感染源となって、他の野生イノシシひいては養豚場等に豚熱ウイルスを伝播する恐れがあることから、以下に留意の上作業を実施すること。

①捕獲・止め刺し

- ア．豚熱ウイルス拡散リスクを低減するため、感染確認区域の設定直後や、サーベイランスにおいて豚熱陽性が高率に確認されているエリアで捕獲した個体のジビエ利用については、可能な限り避けることが望ましい。
- イ．防疫服等を適切に着用して作業すること。
- ウ．使用器具等は、野生イノシシに関する捕獲作業専用にすること。
- エ．止め刺しに使用する器具は、1頭ごとに十分に消毒すること。
- オ．使用した器具は、十分に消毒すること。
- カ．外見や挙動に異常がみられる個体については、処理加工施設に持ち込まないこと。
- キ．捕獲しようとするエリアにおける豚熱発生状況の的確な情報収集に努めること。
- ク．捕獲作業後は当面の間、養豚関連施設への立ち入りを自粛すること。

②捕獲個体の処理

- ア．1頭ごとに厚手のビニール袋やブルーシート等で二重に包み、ビニールテープやガムテープで留める等の措置を行い、血液や糞便等が漏れ出さないようにすること。
- イ．ビニール袋やブルーシートの表面を十分に消毒し、ソリ等を使用して運搬すること。
- ウ．捕獲した野生イノシシを止め刺した地点の周囲を十分に消毒するこ

- と。
- エ．使用した器具は、十分に消毒すること。

③捕獲個体の運搬

- ア．運搬する前に再度、血液や糞便等が漏出していないか確認してから運搬すること。
- イ．車両の荷台等に、汚染防止のためのブルーシート等を敷くこと。
- ウ．野生イノシシを包んだブルーシート等を再度消毒してから積み込むこと。
- エ．車両について、土や汚れが付いた部分を中心に消毒すること。

（５）施設搬入から一時保管までの取扱い

施設に持ち込まれる可能性がある野生イノシシの捕獲エリアにおける豚熱発生状況の的確な情報収集に努めること。豚熱ウイルス拡散リスク低減を図るため、食品衛生にも十分配慮しつつ、豚熱判定前の当該個体に係る作業及び施設利用は最小限に留めること。感染確認区域で捕獲した野生イノシシの施設搬入後は当面の間、養豚関連施設への立ち入りを自粛すること。

また、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に基づく工程別の衛生管理を徹底し、以下に留意の上作業を実施すること。

①施設搬入

- ア．処理加工施設の敷地内に進入する際には、消毒場所で運搬に使用した車両のタイヤ、タイヤハウス、荷台等を十分に消毒すること。
- イ．床面等に接触しないように捕獲個体を引き渡すこと。
- なお、搬入者が施設内に持ち込む場合（搬入者が施設の職員である場合等）は、衣服、長靴等の洗浄・消毒を徹底すること。
- ウ．施設の搬入口など、所定の場所でブルーシート等の資機材を洗浄・消毒すること。

②受入の可否

- ア．１頭ごとに異常の有無を確認し、捕獲時の状況も踏まえ総合的に判断すること。
- イ．異常が認められた場合は、受け入れることなく適切に廃棄すること。
- ウ．使用した機械器具等を洗浄・消毒すること。

③個体管理

ア．個体ごとの管理番号をつける等により捕獲及び運搬時の記録と紐付けることができるようにすること。

④個体の洗浄

ア．泥等による体表の汚染が著しい個体は、処理加工施設への搬入前に（可能であれば搬入口で懸吊し）、飲用適の流水を用いて体表を十分に洗浄すること。

⑤放血

- ア．放血された血液による生体及び他の個体の汚染を防ぐこと。
- イ．手指や手袋が血液等により汚染された場合は、その都度洗浄・消毒すること。
- ウ．個体に直接接触するナイフ、その他機械器具については、1頭を処理するごとに摂氏 83 度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒すること。

⑥剥皮

- ア．獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、ナイフを消毒し、ナイフの刃を手前に向けて、皮を内側から外側に切開すること。
- イ．個体に直接接触するナイフ、その他機械器具については、1頭を処理するごとに摂氏 83 度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒すること。

⑦内臓の摘出

- ア．手指が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒すること。
- イ．個体に直接接触するナイフ、その他機械器具については、1頭を処理するごとに摂氏 83 度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒すること。
- ウ．豚熱ウイルスが蓄積しやすい頭部や内臓は、適切に廃棄すること。

⑧一時保管

食品衛生の観点から、処理加工施設内の一次処理室において、剥皮・内臓摘出後の個体を、施設内外の保冷库に搬入し、豚熱判定結果が判明するまで一時保管することを基本とする。

ただし、ジビエの販売上のやむを得ない事情により、必要最小限度の個体について剥皮・内臓摘出後の作業を短期間で行う必要がある場合には、豚熱ウイルス拡散防止のための適切な衛生管理措置を条件に、解体、加工、真空包装等まで実施し、出荷するための製品の状態で一時保管することを認める。

なお、アフリカ豚熱がサーベイランスの対象となっている場合は、豚熱とアフリカ豚熱の両方の判定結果が判明するまで、一時保管すること。

また、一時保管の方法（以下のA～C）によって、豚熱ウイルス拡散防止のための対策、豚熱検査結果に応じたジビエ利用及び廃棄・消毒の方法が異なるため、処理加工施設の設備状況やジビエ利用の方針等に応じて、最適な方法を選択すること。

A. 個体ごとに包装する場合のジビエ利用の方法（A方式）

- ・ 1頭ごとに、一次処理室で懸吊しながら、血液等の体液が漏れ出ることがなく、他の個体に直接接触しないように、個体全体をビニール袋等で包装し、紐等を使って開口部を閉じること。
- ・ 包材外面は汚染しないように包装し、血液等の体液で汚染した場合には、十分に洗浄・消毒すること。
- ・ 包材は清潔な場所で保管すること。
- ・ 一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬すること。
- ・ 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒すること。
- ・ 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と、個体の露出等により直接接触しないように保管すること。
- ・ 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させないこと。
- ・ 豚熱陰性結果が判明した個体のみ、一時保管庫から搬出すること。
- ・ 一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合は、陽性個体を包装された状態で適切に廃棄すること。

B. 個体ごとに包装しない場合のジビエ利用の方法（B方式）

- ・ 施設外の保冷库で一時保管する場合には、外気に触れない方法をとって運搬すること。なお、台車等で運搬する場合は、消毒した上で使用すること。
- ・ 一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体

と接触しないように運搬すること。

- ・一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒すること。
- ・一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管すること。
- ・一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在させないこと。
- ・施設内の保冷库を使って一時保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わないこと。
- ・一時保管庫で同時に保管している全ての個体で陰性結果が判明した場合に限り、搬出すること。
- ・一時保管庫で同時に保管している個体のうち、1個体でも陽性が確認された場合は、同時に保管している全個体を適切に廃棄することとし、防疫措置の手引き等を参考に一時保管庫を消毒すること。

C. 解体・加工・真空包装等まで行った上で一時保管した場合のジビエ利用の方法（C方式）

- ・処理加工施設内における処理・加工、真空包装等の作業については、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に従い、作業段階ごとに使用機器の洗浄・消毒など、適切な衛生管理措置を実施すること。
- ・一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陰性が確認されるまで、出荷をしないこと。
- ・豚熱陽性が確認された場合は、直ちに捕獲個体の新規受入れを中止し、一時保管中の全ての製品、解体・加工等作業途中の個体など、全てのイノシシを適切に廃棄するとともに、施設全体を消毒すること。
- ・廃棄・消毒措置が完了するまでの間、処理加工は行わないこと。

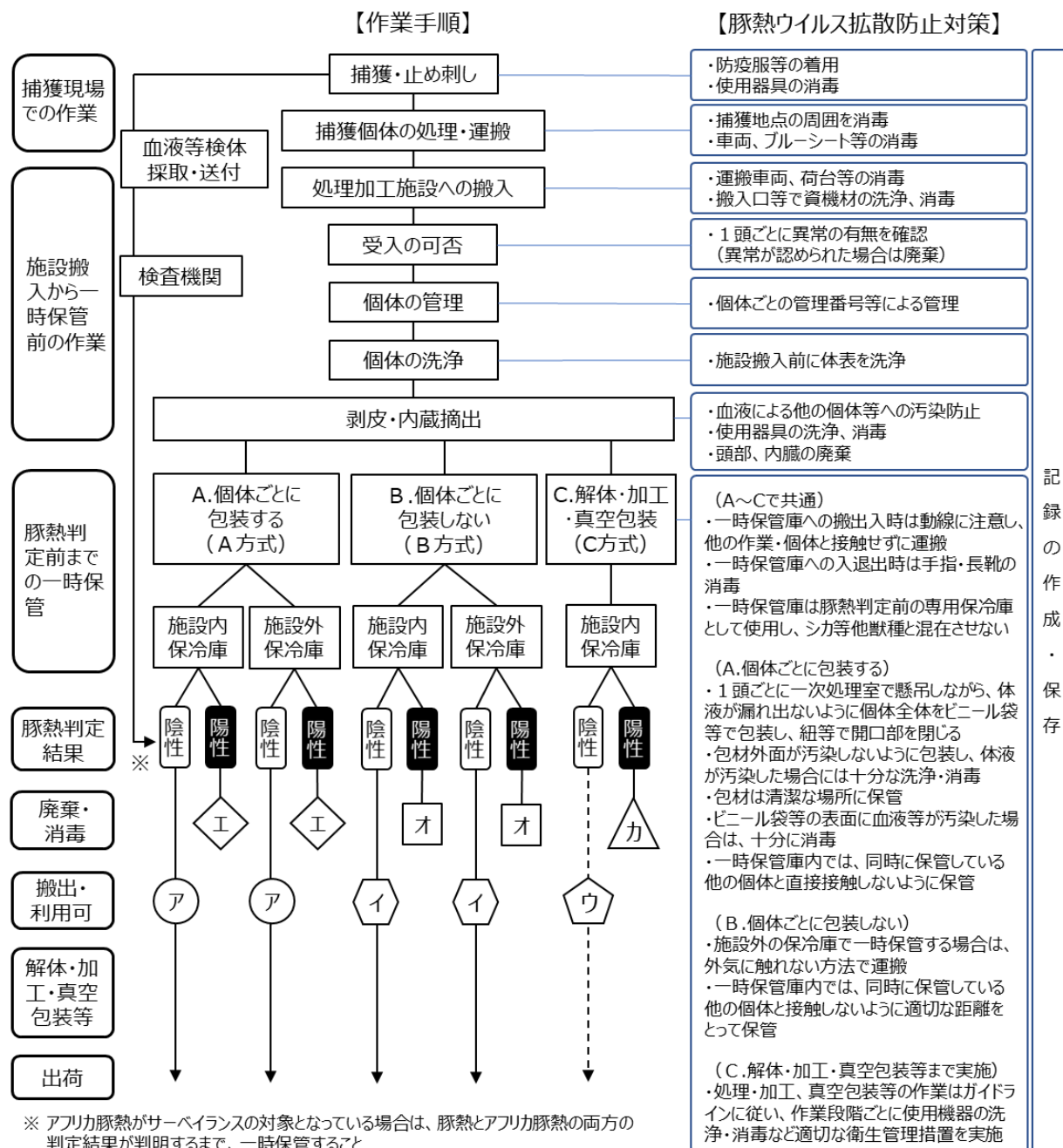
（6）解体・加工から出荷までの取扱い

（5）のA及びBのジビエ利用の方法において、豚熱陰性個体として、一時保管庫からの搬出が認められたものについては、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に基づき、適切に処理の上、出荷をすること。

（5）のCのジビエ利用の方法において、豚熱陽性が確認された場合、既に出荷が認められた製品を含めて、一時保管庫内の全ての製品は廃棄する必要があることから、出荷が認められた製品については、計画的に一時保管庫から別の出荷専用の保冷库に移動させる等、管理すること。

(参考 1)

豚熱感染確認区域におけるジビエ利用のための作業手順と豚熱ウイルス拡散防止対策

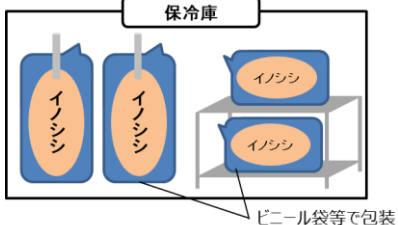
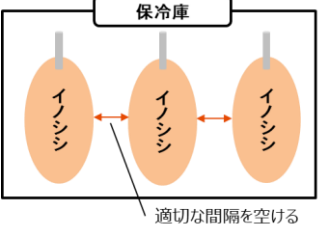


※ アフリカ豚熱がサーベイランスの対象となっている場合は、豚熱とアフリカ豚熱の両方の判定結果が判明するまで、一時保管すること

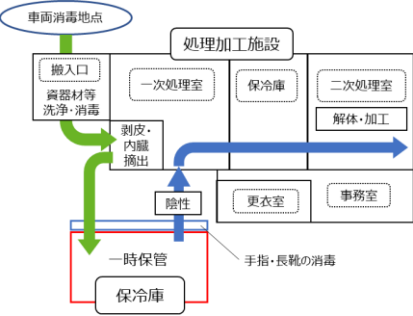
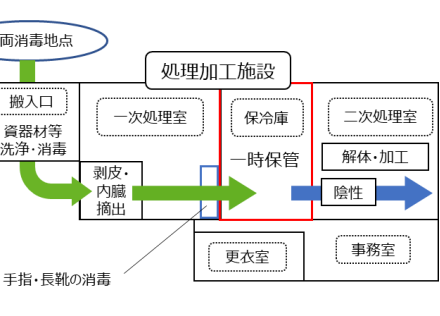
- ア：豚熱陰性が確認された個体のみ一時保管庫から搬出すること
- イ：一時保管庫で同時に保管している全個体で豚熱陰性が確認された場合に限り搬出すること
- ウ：一時保管中の製品は同時に保管している全製品に由来する個体で豚熱陰性が確認された場合に限り出荷すること
- エ：豚熱陽性が確認された個体は適切に包装された状態で廃棄すること
- オ：一時保管庫で同時に保管している個体のうち、1 個体でも豚熱陽性が確認された場合は、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、一時保管庫を消毒すること
- カ：豚熱陽性が確認された場合、直ちに捕獲個体の新規受入れを中止し、一時保管中の全ての製品、解体・加工等作業途中の個体など、全てのイノシシを適切に廃棄するとともに、施設全体を消毒すること。また、廃棄・消毒措置が完了するまで、処理加工は行わないこと

(参考2)

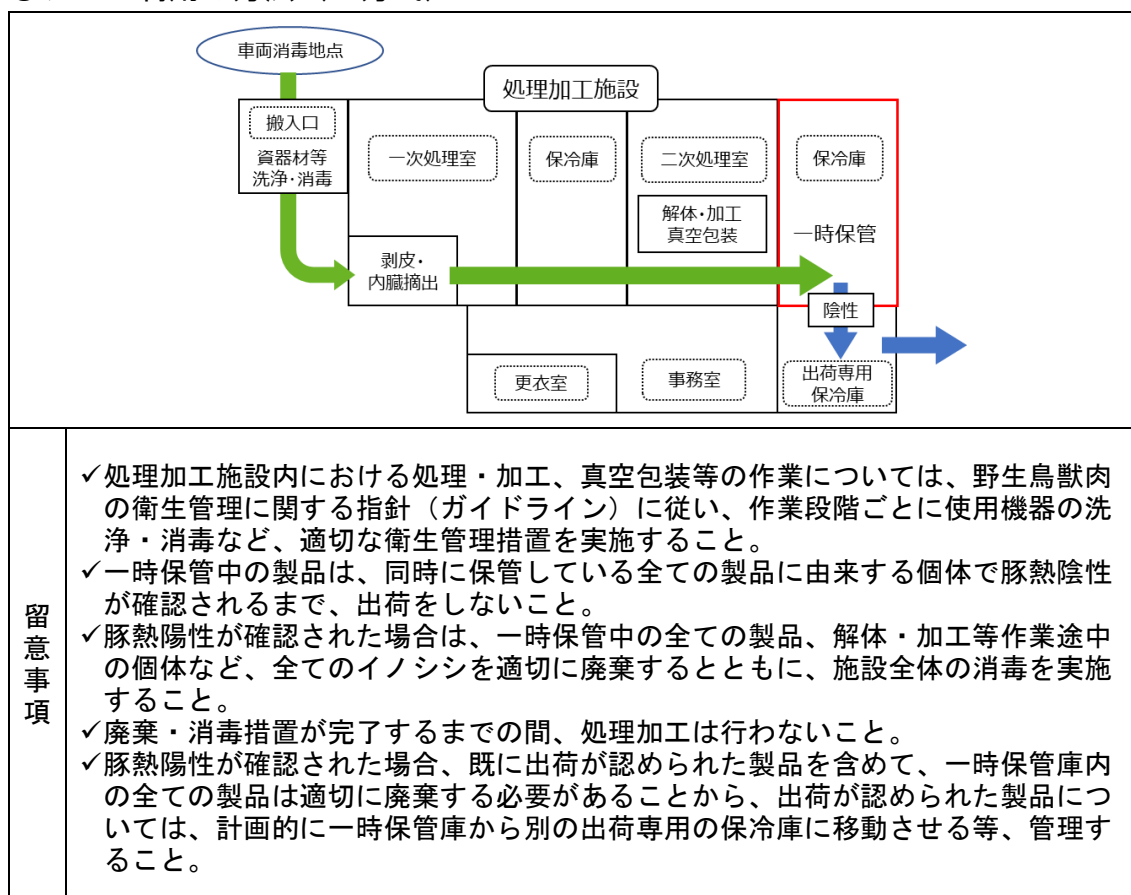
○ジビエ利用の方法（A・B方式）

A. 個体ごとに包装する場合	B. 個体ごとに包装しない場合
	
留意事項 ✓ 個体間での交差汚染防止のため、1頭ごとにビニール等による包装を行うため、陰性結果が判明した個体は、個体別に一時保管庫からの搬出・利用を認める。 ✓ 一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合、陽性個体のみ包装した状態で適切に廃棄する。	✓ 1頭ごとにビニール等による包装は行わないため、同時に保管している全個体で陰性結果が判明するまで、全個体について一時保管庫からの搬出・利用を認めない。 ✓ 陽性が確認された場合、同時に保管している全個体を適切に廃棄し、その後、「CSF・ASF 対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等を参考に一時保管庫を消毒する。

○処理加工施設内外の保冷库への一時保管に伴う豚熱ウイルス拡散防止対策（A・B方式）

○ 処理加工施設外で一時保管	○ 処理加工施設内で一時保管
	
留意事項 （施設内外で共通） ✓ 一時保管庫への搬出入時には、動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬すること。 ✓ 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒すること。 ✓ 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管すること。 ✓ 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等他獣種と混在しないこと。 （施設外） ✓ 個別に包装しない状態で保管する場合には、外気に触れない方法で運搬すること。	（施設内） ✓ 個別に包装しない状態で保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わないこと。

○ジビエ利用の方法（C方式）



(参考3)

施設搬入から一時保管までの豚熱ウイルス拡散防止対策チェックシート

作業を行った日：令和 年 月 日

実施者

確認者（確認日）

※確認日が作業日と異なる場合は、確認日も記入

個体管理番号：

ジビエ利用の方法：A・B・C方式

項目		チェック欄
①施設搬入	・ 処理加工施設の敷地内に進入する際には、消毒場所で運搬に使用した車両のタイヤ、タイヤハウス、荷台等を十分に消毒した。	
	・ 床面等に接触しないように捕獲個体を引き渡した。	
	・ 搬入者が施設内に持ち込んだ場合（搬入者が施設の職員である場合等）は、衣服、長靴等の洗浄・消毒を徹底した。	
	・ 施設の搬入口など、所定の場所でブルーシート等の資機材を洗浄・消毒した。	
②受入の可否	・ 1頭ごとに異常の有無を確認し、捕獲時の状況も踏まえ総合的に判断した。	
	・ 異常が認められた場合は、受け入れることなく適切に廃棄した。	
	・ 使用した機械器具等を洗浄・消毒した。	
③個体管理	・ 個体ごとの管理番号をつける等により捕獲及び運搬時の記録と紐付けができるようにした。	
④個体の洗浄	・ 泥等による体表の汚染が著しい個体は、処理加工施設への搬入前に（可能であれば搬入口で懸吊し）、飲用適の流水を用いて体表を十分に洗浄した。	
⑤放血	・ 放血された血液による生体及び他の個体の汚染を防いだ。	
	・ 手指や手袋が血液等により汚染された場合は、その都度洗浄・消毒した。	
	・ 個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒した。	
⑥剥皮	・ 獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、ナイフを消毒し、ナイフの刃を手前に向けて、皮を内側から外側に切開した。	
	・ 個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒した。	
⑦内臓の摘出	・ 手指が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒した。	
	・ 個体に直接接触するナイフ、その他機械器具は、1頭を処理するごとに摂氏83度以上の温湯を用いること等により洗浄・消毒した。	
	・ 豚熱ウイルスが蓄積しやすい頭部や内臓は、適切に廃棄した。	

項目		チェック欄
⑧－１ 一時保管 (A方式)	・ １頭ごとに、一次処理室で懸吊しながら、血液等の体液が漏れ出ることがなく、他の個体に直接接触しないように、個体全体をビニール袋等で包装し、紐等を使って開口部を閉じた。	
	・ 包材外面は汚染しないように包装し、血液等の体液で汚染した場合には、十分に洗浄・消毒した。	
	・ 包材は清潔な場所で保管した。	
	・ 一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬した。	
	・ 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒した。	
	・ 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と、個体の露出等により直接接触しないように保管した。	
	・ 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等其他獣種と混在させなかった。	
	・ 豚熱陰性結果が判明した個体のみ、一時保管庫から搬出した。	
	・ 一時保管庫で同時に保管している個体で陽性が確認された場合は、陽性個体を包装された状態で適切に廃棄した。	
⑧－２ 一時保管 (B方式)	・ 施設外の保冷库で一時保管する場合には、外気に触れない方法をとって運搬した。	
	・ 台車等で運搬する場合は、消毒した上で使用した。	
	・ 一時保管庫への搬出入時には、作業者の動線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬した。	
	・ 一時保管庫への出入り時には、手指・長靴を消毒した。	
	・ 一時保管庫内では、同時に保管している他の個体と接触しないように適切な距離をとって保管した。	
	・ 一時保管庫は、豚熱判定前の専用保冷库として使用し、シカ等其他獣種と混在させなかった。	
	・ 施設内の保冷库を使って一時保管する場合には、全個体の陰性が確認されるまでは、二次処理室との出入りは行わなかった。	
	・ 一時保管庫で同時に保管している全ての個体で陰性結果が判明した場合に限り、搬出した。	
⑧－３ 一時保管 (C方式)	・ 処理加工施設内における処理・加工、真空包装等の作業については、野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）に従い、作業段階ごとに使用機器の洗浄・消毒など、適切な衛生管理措置を実施した。	
	・ 一時保管中の製品は、同時に保管している全ての製品に由来する個体で豚熱陰性が確認されるまで、出荷をしなかった。	
	・ 豚熱陽性が確認された場合は、直ちに捕獲個体の新規受入れを中止し、一時保管中の全ての製品、解体・加工等作業途中の個体など、全てのイノシシを適切に廃棄し、施設全体を消毒した。	
	・ 廃棄・消毒措置が完了するまでの間、処理加工は行わなかった。	